

内閣総理大臣から救助実施市の指定を受けました

～改正災害救助法に基づく指定～

改正災害救助法施行（平成31年4月1日）に伴い、横浜市は、本日（4月1日）、内閣総理大臣から救助実施市の指定を受けました。

内閣府において救助実施市指定の通知交付式が開催され、指定都市市長会会長である林文子 横浜市長が、山本順三 内閣府特命担当大臣（防災）から、指定通知書の交付を受けましたので、お知らせします。

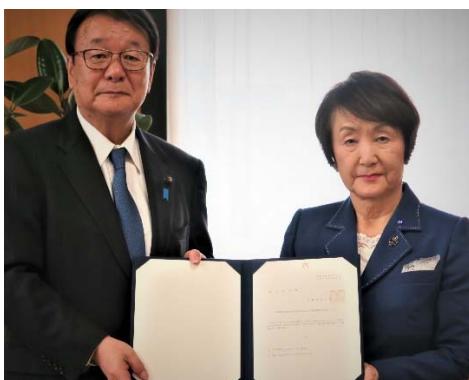
1 交付式

相手方： 山本 順三 内閣府特命担当大臣（防災）

日 時： 平成31年4月1日（月） 午後3時30分～午後3時50分

場 所： 内閣府 山本大臣室

【交付式の様子】 ※写真データを希望される方は、下記の問合せ先までご連絡ください。



2 林市長のコメント

このたび、内閣総理大臣から大規模災害時に指定都市を災害救助の主体とする、救助実施市の指定をいただきました。この仕組みは、全国の指定都市が長年強く求めてきたものであり、横浜市を含む9市^(※)が指定されました。これまでご尽力いただいた関係者の皆様に感謝申し上げます。

今後も、大都市としての総合力をより一層發揮し、市民の皆様の安全・安心をしっかりと守っていきます。国、神奈川県をはじめ、日本赤十字社など関係団体とも連携し、大規模災害への備えに万全を期してまいります。

※4月1日指定の都市：仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市

【参考】救助実施市について

平成30年6月に「改正災害救助法」が成立し、相応の災害対応能力を持つ指定都市を、都道府県と同様に法に基づく救助主体に指定できる『救助実施市制度』が創設されました。救助実施市に指定されることにより、大都市としての総合力を活かし、避難所運営や仮設住宅の供与等の救助活動を、より柔軟・迅速・円滑に実施できるようになります。

お問合せ先

(改正災害救助法に関すること) 総務局危機管理課災害救助法担当課長 林 晓 Tel 045-671-3457
(指定都市市長会に関すること) 政策局大都市制度推進課長 高橋 佐織 Tel 045-671-4323